

令和8年3月18日  
大台町総務課

## 戸別合併処理浄化槽設置工事に係る随意契約の基準の変更について

令和8年4月1日以降に発注する戸別合併処理浄化槽設置工事（以下「浄化槽設置工事」という。）に係る随意契約の基準について、下記のとおり変更しますので通知します。

### 記

#### 1. 変更内容

浄化槽設置工事に係る入札及び契約方法について、平成30年7月1日以降に発注する工事のうち、一定の基準を満たすものについて、随意契約により契約を締結してきたところです。

このたび、令和7年4月1日施行の会計規則の一部改正により少額随意契約の基準額が引き上げられたことに伴い、当該運用基準における予定価格の基準を「130万円」から「200万円」に変更します。

#### 2. 随意契約の対象となる業者

建設工事発注基準の管工事（浄化槽設置工事に限る。）により選定された指名業者

#### 3. 随意契約の基準

##### (1) 予定価格が200万円未満の場合

公共施設以外の浄化槽設置工事で、戸別合併処理浄化槽設置申請者（以下「申請者」という。）が随意契約を希望するとき。

##### (2) 予定価格が200万円以上の場合

公共施設以外の浄化槽設置工事で、当該工事に伴う宅内排水設備工事業者が上記2により選定された業者であり、申請者が随意契約を希望するとき。

#### 4. 適用期日

令和8年4月1日以降に発注する浄化槽設置工事から適用します。

#### 【問合せ先】

指名競争入札に関する件：総務課 TEL0598-82-3781

随意契約に関する件：建設上下水道課 TEL0598-82-3788